

令和3年度移動等円滑化評価会議九州分科会

令和3年8月31日（火）

【事務局】 開会に先立ちまして、事務局から皆様をお願いを申し上げます。会議中は、通常はカメラとマイクをオフにした状態をお願いいたします。なお、発言の際には、カメラとマイクをオンにして御発言をお願いいたします。

なお、本日の会議は、議事録作成のために記録を取らせていただきますので、御発言の前に御自分のお名前を言っていただきますようお願いいたします。

また、発表後の質問等で御意見がある際には、teams画面中央のメニューバーから手を挙げるボタンを押していただきますようお願いいたします。

また、発表の際に画面に表示されるPDF資料が小さくて見えづらい場合には、teams画面中央のメニューバーにあります三点リーダーのその他の操作のボタンをクリックしていただきまして全画面表示を選択していただきますと、資料が拡大されます。全画面表示の解除も同じボタンで可能です。

では、定刻となりましたので、ただいまより令和3年度移動等円滑化評価会議九州分科会を開催いたします。

関係者の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、完全オンラインで参加いただいております。何とぞ御了解のほどお願い申し上げます。

申し遅れましたが、私は本日の進行役を務めます九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課の永松と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、事前にお送りさせていただいております本日の資料を確認したいと思います。議事次第2枚目の配付資料一覧に沿って説明いたします。

まず、Ⅰ、基本資料としまして議事次第、本日参加いただいております皆様方の委員及び出席者名簿でございます。次に、Ⅱ、議事資料といたしまして資料1、続いて、Ⅲ、発表資料といたしまして資料2から資料8まで、資料8の添付資料としまして資料8-1から資料8-3、最後に資料9と、資料番号を右肩に記載しております。

続きまして、本日御出席の皆様の御紹介になりますが、時間の都合上、勝手ながら、委

員及び出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきたいと思ひます。

それでは、会議に先立ちまして、本日の会議の主催者を代表しまして、九州運輸局長、河原畑より御挨拶を申し上げます。

【九州運輸局（河原畑）】 九州運輸局長の河原畑でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、皆様お忙しい中、第3回移動等円滑化評価会議九州分科会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先日、東京オリンピック大会が盛会裏に終了いたしまして、現在、引き続きパラリンピック競技大会が開催されているところです。我が国では、このパラリンピック競技大会のレガシーとして、共生社会ホストタウンをはじめとする真の共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法を一部改正し、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を進めております。

本日、バリアフリー法に基づく移動等円滑化評価会議九州分科会の開催により、高齢者、障害者団体の皆様、施設設置管理者の皆様、関係行政機関等が一堂に集い、九州におけるバリアフリー化の現状を共有し、認識を深めていくことは、今後のバリアフリー施策の推進につながっていく大変よい機会であると考えております。

私たちが目指す真の共生社会の実現とは、高齢者や障害者等の方々にとって、日常生活や社会生活を営む上での障壁を除去し、全ての人々が分け隔てなく生活できる社会を営むことです。

本日は、限られた時間ではありますが、九州におけるバリアフリー水準を一層高めていくために、様々な視点からのバリアフリーにおける現状や課題などについて情報共有や活発な意見交換を賜りたいと思ひます。また、皆様の理解を深めていただきつつ、今後のさらなる連携強化、またバリアフリーに関するP D C A、スパイラルアップにつながっていくことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

九州運輸局長につきましては、大変申し訳ございませんが、業務の都合により、ここで退席とさせていただきます。

(局長退席)

【事務局】 それでは、議事に移ります。

昨年度の会議におきまして、九州バリアフリー等連絡会議を移動等円滑化評価会議に一本化した上で開催することを決定させていただきました。これに伴い、九州分科会に御参画いただく皆様に委員の就任依頼をさせていただいたところ、皆様には快く御承諾をいただいたところです。本分科会における皆様の委嘱期間は8月1日から2年間となります。なお、委嘱状につきましては、先日、委員の皆様宛てに郵送させていただいております。

それでは、分科会長の太枝先生を御紹介いたします。太枝先生は、現在、九州大学大学院工学研究院環境社会部門交通システム工学研究室の准教授として、バリアフリー交通、高齢者の交通や緊急医療と社会資本の整備等に関する研究を中心に活躍なさっています。また、当分科会のバリアフリープロモーターとしてバリアフリー化の助言をいただくなど、バリアフリー施策の推進に対して御協力をいただいているところです。

それでは、移動等円滑化評価会議九州分科会運営規則により太枝先生に議事進行をお願いしたいと思います。

太枝先生、よろしくお願ひいたします。

**【座長（太枝）】** ただいま御紹介いただきました太枝でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、御紹介にありましたように、九州大学の大学院工学研究院というところで研究、教育を行っております。私の専門は、主に道路工学、あるいは鉄道工学、それらを含めた交通計画という分野です。取り扱うものの中にバリアフリーがありまして、このことが御縁でこの会に参加をさせていただいております。3年ぐらい前までは、実は佐賀大学の名誉教授であらせられる齊場先生がここの会長をされておりましたけれども、齊場先生が御退任ということになりましたので、その後を私が引き継いでいる次第です。

今日は、移動等円滑化評価会議の九州分科会ということで、皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。特に、今日御出席いただいております福祉・障害者団体の皆様から、ぜひ様々な御意見をいただきたいと思っております。御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に従って進めてまいりたいと思っております。

最初に、移動等円滑化評価会議九州分科会の規程の一部を改定する案について事務局から提案がございますので、それをお願いいたします。

**【事務局】** 九州運輸局バリアフリー推進課の末吉と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、移動等円滑化評価会議九州分科会につきましては、従前の連絡会議を含めまして、これまで対面で開催をしてきたところです。ただ、本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言が発出されたことに伴いまして、急遽、完全オンラインとさせていただきますところ。委員の皆様には、急なオンライン開催への変更にもかかわらず、御理解、御協力をいただきまして、事務局を代表しましてお礼を申し上げます。

では、時間がございませんので、早速、資料の説明をしたいと思っております。事前にお配りしております資料1「移動等円滑化評価会議九州分科会の規程の一部改正について」に基づいて説明をいたします。

移動等円滑化評価会議につきましては、バリアフリー法の法定会議ということになっておりますので、今年度、委員の皆様にご委嘱いたしました。委嘱するに当たりまして、昨年度開催した九州分科会の中で、それぞれの担当部署の皆様にご委嘱することを私ども事務局から皆様方に御説明いたしました。

資料の2枚目になりますけれども、委員のそれぞれのメンバーにつきまして、従来、連絡会議の構成員として持ち上がりとしておりましたところを、新たに委員として担当部署の役職の方に固定化させていただいております。従来、バリアフリーリーダーだった方につきましては、今回の分科会のバリアフリープロモーターとさせていただいております。また、各施設設置管理者や福祉・障害者団体の皆様、行政の皆様につきましても、それぞれの役職でもって委員とさせていただいております。

併せまして、私どもの組織上の関係で、資料の1枚目に戻りますが、従来、九州運輸局消費者行政・情報課が事務局でしたけれども、今年4月1日から組織の名称が変わりまして、九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課となりましたので、こちらを改めさせていただきますと思います。

資料1につきまして、私からの説明は以上です。

**【座長（大枝）】** 御説明ありがとうございました。

内容的には、昨年以前は九州バリアフリー等連絡会議という形式で九州のバリアフリーに関する会議を行ってきましてけれども、名称を変更いたしまして、昨年度から移動等円滑化評価会議という形で進めていくことになりました。

今日やっている会議は、その評価会議の九州分科会ということでございまして、実は、本省に親委員会として評価会議がございまして、よって、今回ここで議論した内容につきましては、後日、本省の評価会議に上げて、そちらで御意見等をいただくこととなります。

そういうことに際しまして、この会議の内容を少し変えていこうという趣旨で、今回、規程を変えております。一つは、事務局です。これまでは九州運輸局交通政策部消費者行政・情報課にやっていたいておりましたけれども、新たにバリアフリー推進課にやっていたくことになっております。それから、メンバー構成も、これまでは、どちらかという交通を重点的に考えてまいりましたけれども、もう少し幅広い意味でということで、交通事業者の方も少し多く、それから障害者団体の方も、それからまちづくりが非常に関わってきますので行政の方にも入っていただくということで、このような構成を考えている次第です。今回のこの規程に関しまして何か御質問等はございますか。

**【座長（大枝）】** 皆様からの御意見がないようですので、このまま事務局からの提案どおり進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

**【座長（大枝）】** 御意見がないということなので、この規程の一部を改正する案については承認されたことにいたしたいと思います。今後はこの運営規程にのっとり分科会を開催していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議題の②になります。国土交通省の九州における主な取組について、九州運輸局の末吉様、よろしく願いいたします。

**【事務局】** 九州運輸局の末吉でございます。

では、資料2の九州運輸局管内におけるバリアフリーの現状と取組について説明をいたします。私どもの説明の後、資料3によりまして整備局からの説明ということになりますので、よろしく願いいたします。

では、早速ですが、資料の1ページから2ページ目を御覧ください。

バリアフリー法に基づく基本方針におきましては、施設ごとのバリアフリー化の進捗目標について定めております。昨年、バリアフリー法が改正され、改正後の基本方針に基づきまして2025年度までの新たな目標値が定められております。新たになりました目標値につきましては赤字で記載しております。詳細につきましては後ほど御覧いただきたいと思っておりますけれども、案内設備や心のバリアフリーなど、目標における施設等の項目の追加も行われております。

続きまして、九州運輸局管内におけるバリアフリー化の進捗状況について説明をいたします。資料の3ページ目を御覧ください。

九州運輸局管内の各公共交通機関の旅客施設におけるバリアフリー化の現状についてお示しをしています。旅客船ターミナルや航空旅客ターミナルなど、既にバリアフリー化の整備を完了したものや、現在整備中であっても、バスターミナルのように、全国平均を既に上回っているところもあります。なお、鉄軌道駅につきましては、まだ未整備のところもございますけれども、年々、整備について推進をしているところです。

旅客施設における項目ごとの進捗につきましては、4ページにグラフで示しております。段差の解消、誘導ブロックの設置、多目的トイレの3項目とも、総じて右肩上がりに整備が進められているところです。

続きまして、車両等の整備について、資料5ページを御覧ください。こちらにつきましては、旅客施設等と比べますと全国平均との差はまだ大きく、徐々に進捗はしておりますけれども、まだ整備が遅れています。これにつきましては、一つには都市部と地方部の格差も考えられます。

続きまして、生活関連経路における信号機等の設置につきましては、資料の7ページから8ページです。こちらは警察庁の資料になっております。全国的には既に99%の整備となっております。九州において見れば、整備が完了しており、全体的に高い進捗率となっております。

続きまして、九州運輸局におけるバリアフリーの取組としまして昨年度実施をしたバリアフリー教室の状況を資料9ページに記載しております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図りながら、5件のバリアフリー教室を開催しております。うち福岡市内での1件につきましては、障害者の方に御協力いただきながら実施をしております。本年度も、新型コロナウイルスの感染拡大がまだ収まりませんけれども、これらの状況を注視しながら、実施について検討してまいりたいと思っております。

続きまして、バリアフリー法における基本構想等の作成状況について御説明をいたします。資料は11ページ目からになります。

バリアフリー法では、市町村がバリアフリー化を推進していくに当たりまして、高齢者や障害者等が日常的に利用する旅客施設や官公庁施設等の生活関連施設、あるいはその複数の施設を結ぶ生活関連経路を含めまして、移動等円滑化の事業実施が特に必要と考えられる地区を重点整備地区として定めております。これを中心としまして、これまでも基本構想を作成してきているところです。

平成30年度の法改正によりまして、旅客施設あるいは高齢者や障害者等が利用する施設が集積している地区におきまして、面的あるいは一体的に地域におけるバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランの作成が努力義務化されたところです。

マスタープランには基本構想のような具体的事業の位置づけはなくても、将来的な市町村におけるバリアフリー化の方針を示していくことから、事業者等施設設置管理者におきましても事業化に向けた準備期間を考慮できるなど、基本構想を作成する前段階としても有効なものであると考えます。

基本構想にしましてもマスタープランにしましても、その作成に関しましては、協議会を設置することなどによりまして、当事者の意見を反映したまちづくりが可能となっております。

具体的な基本構想に位置づけられる特定事業につきましては、資料の13ページになります。ハード整備に関する事業としまして、六つの類型が定められております。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、こちらがハードに関する六つの事業になっております。昨年のバリアフリー法改正によりまして、例えば、小中学校におけるバリアフリーに関する教育や公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施など、教育啓発特定事業という心のバリアフリーを推進するためのソフト事業が新たに創設されております。

全国で基本構想を作成している市町村につきましては、資料14ページにありますように、令和2年度末で309市町村となっております。

資料15ページには、ブロックごとの作成状況を示しております。この中で、九州につきましては18の市町となっております。

このようなマスタープラン、基本構想の円滑な作成を促進するために、国土交通省におきましては、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインを作成し、本省のホームページで御案内しているところです。概要につきましては資料の16ページになります。

続きまして、資料17ページから18ページです。基本構想やマスタープランの作成に当たっての国や県による支援の説明となっております。基本構想やマスタープランの作成に係る調査を行う場合につきましては、その調査経費につきましては、国の調査事業の支援を受けることも可能となっております。また、バリアフリー法には、都道府県は市町村に

対しまして広域的見地から助言を行うことなども規定されております。私ども国土交通省としまして、今後、それぞれの計画を作成される市町村があれば一緒に働きかけを行っていくことも可能ですので、お声をいただければと思っております。

続きまして、資料19ページです。九州における1日3,000人以上利用の旅客施設を有する市町村を掲載しております。九州では58の市町村が3,000人以上利用の旅客施設を有しますが、基本構想作成済みの市町村につきましては、黄色で着色をしている18の市町となります。基本構想やマスタープラン未作成の市町村に対しましては、作成促進のために、私たち事務局としまして、資料20ページにお示しをしているとおり、毎年、各自治体に働きかけをしております。

最後に、今回の資料には特につけておりませんが、昨年度、皆様方からいただきました御意見につきましては本省に報告いたしておまして、各地から提出された意見と併せまして、例えば、高速バス等のバリアフリー化、特急車両の車椅子のスペースの確保、ウェブでの予約システムにつきましては、現在、本省において検討を行っていることを申し上げます。私からの説明を終わります。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

それから、もう一つ、九州地方整備局の藤木さんから御報告がございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資料3を御覧ください。官庁営繕の取組事例ということで、九州地方整備局から報告いたします。

熊本地方合同庁舎の事例です。誰もが使いやすい合同庁舎になるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた庁舎整備をしております。外構案内サインの確認状況と多機能トイレのモックアップの確認状況という写真がついておりますが、車椅子利用者、視覚障害者、聴覚障害者、オストメイト、周辺地域自治協議会の各団体の方々に協力いただきまして、設計・施工段階で、案内サインや多機能トイレ等に対する御意見をいただくUDレビュー——ユニバーサルデザインの視点から設計の見直しをしております。

多機能トイレのモックアップの確認状況と書いてあります。モックアップというのは模型のことございまして、一時的に模型を造って、使いやすいかどうかの確認をして意見をいただいております。その下に書いておりますのは、UDレビューによる整備内容の改善例です。案内サインにつきましては、ガラス面が反射して見にくい、文字をもっと大きくしてほしい、色を整理して分かりやすくしてほしいという御意見をいただきましたので、



改善内容として、ダークグレイの鉄板とすることで反射しにくくしました。また、文字を大きくし、分かりやすい色使いにして完成に至っています。それから、多機能トイレにつきましては、手すりの色は壁と違う色がいい、ベビーチェアが遠いようでは子も親も不安だといった御意見がございましたので、手すりは木調として視認しやすくする、ベビーチェアは便器の近くとするという改善をして完成に至っております。

こういった事例がございますので、紹介いたしました。以上です。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

途中、ちょっとフリーズしたりしましたけれども、ただいま、国土交通省の九州における主な取組について御説明いただきました。バリアフリーに関する施設だけではなくて、まちをつくるマスタープランや基本構想の段階でもバリアフリーを考える取組をしているという御説明でした。何かこの件に関しまして御質問等がございますか。

【座長（大枝）】 ないようですので、次の議事に移りたいと思います。先ほどの国土交通省の主な取組について御質問等がありましたら、後ほどまた質問時間を設けますので、そのときをお願いいたします。

それでは、議事の3番目、各団体におけるバリアフリー化の取組についてということで、まず、九州旅客鉄道株式会社の営業部企画課の大嶋様から御報告がございます。よろしくをお願いいたします。

【九州旅客鉄道（大嶋）】 J R九州の大嶋です。よろしくお願いいたします。

では、画面を共有していただいていますので、そちらの画面に沿いまして御説明をしたいと思います。

2020年度のバリアフリー実績報告についてということで、J R九州営業部から御説明いたします。

まず、画面に映していただいておりますのは、バリアフリーの整備状況です。1日当たりの乗降人員3,000人以上の鉄道施設と基本構想の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上の鉄道施設について、2025年度末までに整備をするという目標が掲げられております。当社におきましては、整備対象駅は121駅ございます。そのうち既に整備済みの駅は111駅となっております。2020年度整備駅が4駅ございますので、その4駅についてまず御説明をしたいと思います。

まず、筑豊本線、桂川駅になります。こちらは2021年3月に竣工しております。桂

川駅周辺整備事業に伴い、自由通路に合わせて2階駅舎に改築という形で、主な整備内容としては、写真で示しておりますが、跨線橋の新設、エレベーター2基の整備、各乗り場に内方線の整備という形になります。乗車人員と乗り場については記載のとおりです。

こちらは別府大学駅という日豊本線の駅になります。主な整備内容としましては、ちょっと見づらいかもしれませんが、西口に改札口を新設して、その関係で2か所スロープを設置いたしております。また、改札内にトイレと書いてありますが、多機能トイレを整備しております。それから、列車接近警報表示機ということで、列車の接近を視覚的にお知らせする装置を整備しております。また、構内に盲導鈴を整備しております。2面2線の駅です。

続きまして、こちらは日豊本線の大在駅になります。主な整備内容につきましては、黄色い部分の跨線橋の新設、それから赤い部分のエレベーター2基の整備、それからこちらも改札内に多機能トイレを整備しております。また、各乗り場には内方線の整備、同じく列車接近警報表示機、それから盲導鈴の整備を行っております。

続きまして、日豊本線、隼人駅になります。鹿児島県の霧島市にございます。主な整備内容としましては、スロープとエレベーター2基を整備しております。図に示しているところです。それから、改札内に、赤色で左下に記載しておりますが、多機能トイレを整備しております。また、各乗り場に内方線、列車接近警報表示機、盲導鈴の整備、こういったものを進めております。

以上が今年度のバリアフリーの整備駅になります。

続きまして、2021年度に予定しております整備駅です。2駅ございます。まず、日豊本線の高城駅です。こちらは2021年度に整備する予定です。それから、鹿児島本線の折尾駅ですが、今、連続立体交差の高架化事業を行っております、今年度末に高架開業を予定しておりますので、こちらの高架開業をもってバリアフリー整備が完了します。

続いて、こちらは内方線付点状ブロックについてです。こちらの整備対象駅は当社管内に121駅ございまして、既に110駅の整備は完了しております。図で示しておりますが、1日当たり1万人以上の駅につきましては、39駅中38駅整備ということで、残り1駅は折尾駅になりますので、今年度末をもちまして、1万人以上につきましては全ての駅が整備完了します。1万人以下の駅につきましては記載のとおりです。2021年度には、折尾駅以外に唐津駅、宇美駅、直方駅の整備を予定しております。

それから、ホームドアについては、筑肥線に本格導入を行っております。九大学研都市

駅で2017年11月21日から実証実験をしてみましたが、実証実験を終了し、軽量型ホームドアの本格導入を実施しております。2020年度をもちまして、筑肥線の下山門から筑前前原間の全ての駅で軽量型ホームドアを設置完了いたしております。記載の駅です。下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅、周船寺駅、波多江駅、糸島高校前駅、筑前前原駅、これらにホームドアの設置が完了しました。

以上、簡単ですが、当社の取組です。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

2020年度のバリアフリーの整備状況4駅、それから2021年度のバリアフリー整備を予定している駅二つ、それから点状ブロックの設置、あとはホームドアの設置状況に関して御報告をしていただきました。この件に関しまして何か御質問等はございますか。

【自立支援センターおおいた（後藤）】 大分のNPO法人自立支援センターおおいたの後藤と申します。

JRさんの取組については、日々進められているということでありがたいんですが、今、バリアフリー化の考え方について、確かにエレベーターをつける、ホームドアをつけるということがありますけれども、今、報道等でもある、無人化を進められているところがあると思いますが、それに関して大変困っているということを1点報告します。

もう一つは、電車の形状でいろいろ変わるとは思いますが、ホームのマウントアップ化をしていかないと、どうしても地方では電車とホームの段差が10センチあたり20センチあたりということが出てきています。今は、関東、関西は隙間の解消、要は、マウントアップされている部分の隙間のみの解消が課題となっている中で、まだ電車とホームとの段差の解消ができていないので、バリアフリー化をしていく中で、その部分も一つ課題として捉えていただければと思っております。

以上です。

【座長（大枝）】 JR九州様から、何か今の無人化と段差解消の件につきまして説明等がございましたら、お願いいたします。今後の計画や考え方でも構いませんけれども。

【事務局】 事務局でございます。すみません、多分、いろいろ御要望や御意見があると思いますが、駅の無人化について、こういった御意見があるという意見を分科会として上げるという形でまとめさせていただいてもよろしいでしょうか。

【自立支援センターおおいた（後藤）】 発言として意見を上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 JRさんもよろしいでしょうか。

【九州旅客鉄道（大嶋）】 はい。御意見ありがとうございました。改めて御回答をさせていただきますと思いますので、御理解いただければと思います。

【座長（大枝）】 それでは、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、次の件に移りたいと思います。次は、西日本鉄道株式会社鉄道事業本部駅施設課の田島様、よろしくお願いいたします。

【西日本鉄道（田島）】 それでは、西日本鉄道の鉄道事業本部駅施設課の田島と申します。よろしくお願いいたします。資料に沿って御説明いたします。

まず、当社の段差解消の整備状況について御説明いたします。1日の平均乗降人員が3,000人以上の駅につきましては、天神大牟田線に25駅、貝塚線に6駅ございます。現在、バリアフリー化整備済みの駅は、天神大牟田線で25駅中23駅、貝塚線につきましては6駅中6駅という状況になっております。3,000人以上の未整備駅は残り2駅となっております。

次のページは、内方線付点状ブロックの整備状況になります。内方線につきましては、3,000人以上の駅については、全ての駅で整備が完了しております。また、3,000人未満の駅につきましても、天神大牟田線の2駅を残して、全て完了しております。この2駅は、ホームの幅が狭いということもございまして、構造上、内方線が設置できない駅となりますので、実質、内方線については完了とさせていただきます。

次のページです。福岡（天神）駅におけるホームドアの整備について御説明します。2019年2月から、昇降ロープ式のホーム柵を1両分のみ試験導入させていただいております。現在のところ大きなトラブルもなく順調に推移しておりますので、今後、本設置に向けて計画を進めてまいります。

次のページです。これが実際に稼働している状況の写真です。左側の写真はロープが下りた状態、右側は開いた状態になります。このホーム柵は、車両の扉の数や位置に柔軟に対応可能であり、弊社が保有しております三つ扉と四つ扉の車両に対応できるため、採用しております。

全体の整備計画ですが、昨年度からの新型コロナウイルスの影響によりまして、当社の業績は厳しい状況がございます。なかなか着手が進まないところですが、新しく示されました国の基本方針に基づきまして整備計画を検討しているところです。

簡単ですが以上になります。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

段差解消、点状ブロック、ホームドアの設備につきまして御説明をいただきました。この件に関しまして何か御質問等はございますか。

【座長（大枝）】 ないようですので、次の御報告に移りたいと思います。西鉄様、どうもありがとうございました。

【西日本鉄道（田島）】 ありがとうございました。

【座長（大枝）】 それでは、行政から御報告を頂戴したいと思います。

宮崎県福祉保健部障がい福祉課の郡司様、よろしくお願いいたします。

【宮崎県（郡司）】 宮崎県福祉保健部障がい福祉課の郡司と申します。よろしくお願いいたします。私からは障害者等用駐車場制度の周知について御説明をいたします。資料の1枚目を御覧ください。

宮崎県では、商業施設、病院、官公庁など公共施設に設置された身体障害者用の駐車場を適正に利用していただくために、平成24年より障害者等用駐車場制度、通称おもいやり駐車場制度を実施しております。これは、障害のある方や高齢の方、妊産婦さんなどで歩行が困難と認められる方に対して県内共通の利用証を交付するもので、この利用証を提示することで、登録された駐車場に駐車することができる制度です。

スライドの2枚目に記載しておりますように、利用証交付対象者の交付基準を定め、3種類の利用証を交付しております。制度開始から10年近くたちまして、令和3年3月末時点で、協力施設が1,168施設、対象区画が2,851区画となりました。このような中で、より多くの利用証所持者が駐車場を利用できるように、つまり、制度対象として登録された駐車場を増やすために、県内の事業所等に制度への協力依頼を行ってきました。

スライドの3枚目です。本県では、障害者、高齢者をはじめ全ての人々が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、施設の整備基準を定めた、人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定しております。この条例の整備基準に適合する施設に適合証——プレートを交付していますが、その際に、併せておもいやり駐車場制度の詳細や駐車場登録のイメージが記載されたこちらのスライドを含む本日のスライドを添付し、制度への協力依頼を行ってきました。

スライドの4枚目に、駐車場登録のイメージ、設置方法を提示しております。適合証を交付した施設のうち、これまで実際におもいやり駐車場制度協力施設への登録があったの

は全体の15%ほどになるのですが、制度の周知及び普及のために、今後も引き続き依頼を行ってまいります。

本日の議事次第には「制度の周知について」と記載していただいておりますけれども、それに加えまして、制度の適正運用のための取組についても少しお話をいたします。これまで、こちらの制度対象駐車場が不適切に利用されていることから、本当に必要とされる方がおもしろい駐車場を利用できないとの御意見をいただくことがありました。そのため、利用証を交付している県及び市町村の窓口に対し、利用証の交付に当たっての確認及び説明の徹底をするように依頼を行ってきました。具体的には、特に確認すべき点、そして説明を徹底すべき点をこちらでリストアップして、各交付窓口に過去3回依頼をしてきました。

このように、施設の管理者に対しては、協力施設への登録について依頼を行い、利用者に対しては、利用証交付に当たっての確認及び説明を徹底することで、制度の周知並びに適正利用の推進を行ってまいりました。制度開始から10年近くたちましたが、今後も引き続き、本当に必要な方が駐車スペースを利用できるように、制度の周知及び適正運用を行ってまいります。

以上が本県の取組です。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

障害者等用駐車場制度、許可制度のお話でした。これにつきましては、実は佐賀県に同じような制度がございまして、パーキングパーミット制度ということでこれまでやってきている実績がございます。今日、佐賀県地域交流部交通政策課の方が来られていますので、もしこの件に関しまして御意見等がありましたら、お願いいたします。吉原様、よろしくお願いいたします。もしあればですが。

【佐賀県（吉原）】 吉原です。よろしく申し上げます。

佐賀県の場合、平成18年にスタートして、障害者の方だけではなくて、高齢者の方や妊婦さんなども含めて、駐車しやすい整備を進めているところです。先ほど宮崎県さんから10年ぐらいになるということ伺いまして、この取組が全国的に広がっていくことが我々の目標でもありますので、そういった取組を各県さんで積極的にやっていただけるのは、先んじて制度に取り組んでいる我々にとっては喜ばしいことです。今後とも宮崎県さんの取組を応援させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

事務局から何かございますか。

【事務局】 事務局です。

この障害者等用の駐車場、いわゆるおもいやり駐車場制度につきましては、国としましても、学識経験者や障害者団体、事業者団体、地方公共団体などを構成員として、車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会というものを設置しておりまして、8月25日に第1回の検討を開催しております。今後、数回の検討会を重ねまして、また中間取りまとめ等により報告をさせていただくことになるかと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

この件に関しまして皆様から何か御質問等はございますか。

私からですが、この制度に関しまして何か問題点はありますか。私がよく耳にするのは、例えば、一時期障害があつて許可証をもらうのですけれども、その障害が治つたというようなケースがあつて、そういう人がその許可証を持ったままずっと使い続けていることが結構あるらしいです。特に、高齢者の方がある時期病気をしてそういうものが必要なのですが、治つてもその許可証をずっと使っているというようなことがあつて、許可証を持っている人がたくさんいるということを知ったことがあります。そういう問題はないでしょうか。宮崎の方でもいいですし、佐賀の方でも構いません。郡司様か吉原様、どちらでも構いませんが、何か思い当たることがありましたら。何でも構いません。

【佐賀県（吉原）】 佐賀県の吉原です。

佐賀県の場合、長期的に身体障害がある方ないしは御高齢で改善の見込みがない方に対しては、5年間有効の利用証を発行しています。もう一つのパターンとして、妊産婦さんが短期間になりますけど、その場合は、1年間の有効期間の許可証を発行しています。有効期限が来れば、更新が必要な方は改めて申し出ていただくといった仕組みにしています。

【座長（大枝）】 なるほど、分かりました。

宮崎県の郡司様、何か御意見等はございますか。

【宮崎県（郡司）】 本県でも、身体障害者手帳などをお持ちの方については有効期限なしで交付していますけれども、交付の際に、説明資料として、対象ではなくなった場合には必ず返却するようということをお伝えしております。

それから、手帳の対象ではない方でも、一時的に通院中とか手術をしているということだけがや病気をされている方については、医師の診断書を持ってきていただければ、最長

1年で期限付の利用証を交付しております。こちらの利用証については、利用証に有効期限を記載しておりますので、そういったところで不適正利用を防止しているところです。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

ほかに何か御質問等はございますか。

【座長（大枝）】 ないようでしたら、次の話題に移りたいと思います。郡司様、吉原様、ありがとうございました。

【佐賀県（吉原）】 ありがとうございました。

【宮崎県（郡司）】 ありがとうございました。

【座長（大枝）】 次の件が最後になります。福岡市保健福祉局総務企画部地域福祉課の久田様、お願いいたします。

【福岡市（久田）】 よろしく申し上げます。福岡市地域福祉課の久田と申します。

福岡市からは、誰にでも使いやすい福岡市ホームページへということで、視覚、動作、認識等でお困りの方に合わせた表示設定を開始という資料をお示ししております。

1枚目の資料の上部のところです。福岡市ホームページは、誰にでも使いやすいものとなるように、日々の運用で通常のユニバーサルデザインの使用に努めているところですが、今年度から、ホームページの見え方の最適化を支援している民間企業のサービス FACIL'ity（ファシリティ）というものを広報課が福岡市のホームページに導入しております。その御紹介をいたします。

資料の4ページ目の上部のところです。今回御協力いただいております企業はファシリティジャポンさんというところでは、福岡市では、今、mirai@という、民間企業様と協働で課題解決に取り組むような動きをやっておりまして、その中で御提案いただいた取組です。こちらの企業様は、独自の取組として、様々な視覚的な課題や動作や認識の疾患や症状でお困りの方に向けて、ウェブサイトの閲覧環境をサポートするような取組をやっておられました。こういった企業様との連携の中で、3枚目の資料の下段、実施内容というところですが、こちらの企業様には、市民の皆様定期的にアンケートを取ることで、自社サービスの向上ができないかという視点で関わっていただいているところです。

実際のサービスですけれども、資料が行ったり来たりしてすみません、1枚目の中段まで戻っていただければと思います。福岡市のホームページの上部に、見やすさ、使いやす



さを調整という項目がございまして、そちらで設定をすることによって、例えば、2型色覚や白内障、パーキンソン病や関節症など、ホームページの目的の場所ではなくて、誤って別の場所を押してしまうような課題がある、そういったところをうまくフォローするような表示——色やサイズ、文字の配置になります。

2枚目に使い方が書いてあります。ステップ1、クリックしたら、福岡市のホームページからそのFACIL'ityというサービスに飛ぶ仕組みになっております。ステップ2、そのホームページで、御自身の状況に応じて症状などを選択して設定していただきます。ステップ3、福岡市ホームページに戻ります。そうすると、見え方の最適化がなされます。

福岡市の地域福祉課の関係で御紹介させていただく取組は以上になります。ありがとうございました。

**【座長（大枝）】** どうもありがとうございました。

どなたでも使えるようなホームページを提供しているということで、福岡市の久田様より御報告をいただきました。この件に関しまして何か質問等はございますか。ございませんか。

**【座長（大枝）】** ないようですので、今日の議題の①、②、③までは終わりました。②と③に関しまして、改めて質問等はございますか。まず九州運輸局、地方整備局、JR九州様、西日本鉄道様、宮崎県、それから福岡市の方から、様々なバリアフリーの取組について御報告をいただきました。この件に関しまして、改めて質問等がありましたら、お受けいたします。

**【福岡県身体障害者福祉協会（大塚）】** 全部で三つあります。

まず、道路の関係で、歩道はここでいう道路に入るのかどうかです。といたしますのが、歩道に植栽をしている団体さんが多いように見受けられます。歩道の幅が狭いところにそういった植栽等があることによって、車椅子や視力障害の者にとっては非常に歩行しにくい状況があるかと思いますが、そこら辺はどうなるのかというところと、植栽をする上で、歩道の幅との関係は何かあるのかどうかというところが1点です。

2点目として、多機能トイレ、障害者トイレ、多目的トイレというふうに呼び名が混在していますけど、これはそれぞれ違うのか。もし一緒であれば、名前を統一したらどうかという提案です。

三つ目は、西鉄さんから、ホームの幅が狭いから点字ブロックを整備できないというお

話があったと思いますけれども、この点字というのは視力障害にとっては非常に大切で、危険を察知する手段です。法的に幅が幾ら以上だったら点字ブロックをつけるという規定があるのでしょうか。

以上3点です。

【座長（大枝）】 三つ御質問がございました。まず、最初の二つ、歩道と多機能トイレにつきましては事務局からお答えいただけますでしょうか。いかがでしょうか。国土交通省がそういう話を御存じではないかと思うのですが。

【九州地方整備局（鈴木）】 九州地方整備局の企画部の鈴木と申します。今日はどうぞよろしくをお願いします。

歩道につきましては、幅が狭いところに植栽がされているといった御指摘をいただきました。それを受けまして、私どもに道路担当部局がありますので、そういった御意見があったということで、通りやすい歩道の整備についてしっかり対応していくよう伝えていきたいと思います。歩道の幅につきましては、今、重点的に整備をするエリアでは、車椅子利用者の皆さん方が通りやすい幅をしっかりと確保するといった取組を行っていると思えますけれども、そういったことにつきましても本日御意見があったことをしっかりと伝えたいと思います。

多機能トイレの件につきましては、確認させていただきまして、後日、御回答したいと思えますけれども、そういった対応でよろしゅうございますか。

【座長（大枝）】 よろしいでしょうか。

【福岡県身体障害者福祉協会（大塚）】 分かりました。

【座長（大枝）】 事務局の方にお尋ねしますけれども、この会の議事録は皆様方にお渡しするのでしょうか。

【事務局】 議事録につきましては、あらかじめ皆様方の発言の内容を確認させていただきまして、後々、公表させていただきます。

【座長（大枝）】 そうしたら、今の件についての回答も議事録に載せていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【座長（大枝）】 それから、3番目の御質問の点字、点状ブロックの件です。西鉄さんのほうで何か御発言がございますか。

【西日本鉄道】 西鉄でございます。いつも御利用ありがとうございます。

御指摘いただきました内方線付点状ブロックが整備できないという2駅については、甘木線の2駅です。この2駅は、線路と線路に挟まれた、約2メートルの幅の島式ホームです。内方線付点状ブロックを整備するには、ガイドラインでは、ホームの先端から80センチ程度離れたところに設置することになっておりまして、両側から離すと、内方線がくっつき過ぎます。ガイドラインは、内方線の中心間の隙間を40センチ以上として、それ以上取れないときには内方線を設置しないことになっていますので、今のホーム幅では内方線をつけるのは難しい状況です。よって、点字ブロックだけを真ん中に設置しています。ホームの幅についても、両側に民家があったり道路があったりと、なかなか改良が難しい駅で、内方線付点状ブロックについては整備が難しく、御理解をいただきたいと思います。

【福岡県身体障害者福祉協会（大塚）】 分かりました。その場合、誰か係員の方がホームで誘導するとか、そういう行動はできませんか。

【西日本鉄道】 駅に連絡の窓口がございまして、事前連絡が必要になりますけれども、御連絡をいただきましたら、係員を配置して御案内をさせていただくという対応をしております。

【福岡県身体障害者福祉協会（大塚）】 よろしくお願ひいたします。

【座長（大枝）】 ほかに御質問等はございますか。

【座長（大枝）】 それでは、時間が押しておりますので、議事次第の2番、①、②、③はこれで取りあえず終了させていただきたいと思います。

次は、意見交換になりますけれども、その前に少し休憩を取りたいと思います。今、3時17分ですけれども、3時25分まで休憩したいと思います。3時25分になりましたら再開したいと思います。次は、それぞれの団体様から、こういうテーマでお話をしたいということで、まず報告をいただきたいと思っております。

それでは、休憩に入らせていただきます。3時25分からまたよろしくお願ひいたします。

（ 休 憩 ）

【座長（大枝）】 定刻になりましたので再開したいと思います。

それでは、資料8のとおり発表案件をいただいておりますので、発表をお願いしたいと思います。

まずは、福岡県精神保健福祉会連合会、一木様、お願ひいたします。

【福岡県精神保健福祉会（檜橋）】 皆さん、こんにちは。精神保健福祉会連合会の檜橋と申します。本来ならば会長の一木がここに参加をして意見を申し上げるべきだと思いますが、今日は私が会長の代行として意見を述べさせていただきたいと思います。

私からは、交通運賃につきまして、3障害同等にぜひしていただきたいというお願いです。平成5年に障害者基本法の改正がございまして、そのときに精神も障害者として定義されました。しかしながら、ほかの障害の方と違って、精神障害者に交通運賃の割引が実施されていないところがまだ残っております。その実情をどうか考えていただいて、精神障害者にも交通運賃の割引をぜひ適用していただきたい、このようなお願いです。

私どもは、これまで長年、この件につきましては様々な形で要望運動をやってまいりました。九州、福岡県においても、西鉄さんをはじめ、また国内においては大手の航空会社2社等、様々な大小交通機関におきまして、交通運賃割引の精神障害者への適用を実施していただくところが随分増えてまいりました。

昨年の6月26日に、衆議院・参議院両院の国土交通委員会で、精神障害者にも交通運賃の割引を適用してほしいという請願書が採択されております。そして、令和3年6月11日、赤羽国土交通大臣から、真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組に関する大臣指示というものが出されたわけです。

これの2ページ目に載っておりますように、具体的な取組が四つの項目で示されておりますが、その4番目に、精神障害者割引の導入促進と掲げてあります。それに対しまして、国土交通大臣から、本取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始すること、このような大臣指示がなされておりますので、行政関係だけではなく民間の公共交通機関各社も、具体的な実施に向けた検討をぜひともお願いしたいと思っております。

交通運賃割引が実施されるということは、精神障害者にとっては社会参加に絶対欠かせないものだと思っております。割引が実施されますと、当事者及び家族における経済的な負担が軽減され、そして当事者の自立と社会参加の促進に大きく寄与できるのではないかと考えております。障害者基本法にも掲げられました3障害同一という観点からも、ぜひともこの取組をお願いしたい。これは私たちの切なる願いですので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

以上です。

【座長（大枝）】 檜橋様、どうもありがとうございました。

この件につきましては、かなり以前から割引のお願いがありました。それで、令和3年、国土交通大臣から具体的な検討をなささいという指示があつて、これからだんだんと検討が進んでいくと思います。この件に関しまして国から何かコメントはございますか。九州運輸局、末吉様、どうですか。

**【事務局】** 事務局の末吉です。御意見ありがとうございます。

御意見のとおり、第198回通常国会におきまして、精神障害者の交通運賃に関する請願が衆参両院におきまして採択されております。この請願を受けまして、管内の関係事業者に対しまして昨年10月に文書を発出し、理解、協力をお願いしております。また、今年の6月11日に、真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組に関する大臣指示があり、先ほどの御指摘のとおり、精神障害者の割引の導入促進について取り組みなさいという内容でした。これにつきまして具体的な方向性や目標を早期に定め、その実現に向けた検討を開始することが示されております。

九州運輸局としましても、引き続き、まだ導入がされていない事業者に対しまして理解と協力を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

**【座長（大枝）】** どうもありがとうございました。この件に関しまして何か御質問あるいは御意見はございますか。

私からですが、国が検討していくということで、民間の事業者さんに御理解と御協力をという話がありましたけれども、国として何か具体的なアクションというのがあるのでしょうか。

**【事務局】** 精神障害者の割引につきましては、これまで各事業者と厚生労働省で意見交換を実施しております。先ほどの大臣指示を踏まえまして、引き続き意見交換等を行いながら実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

**【座長（大枝）】** 分かりました。

以上なのですが、檜橋様、いかがでしょうか。

**【福岡県精神保健福祉会連合会（檜橋）】** よろしく申し上げます。

**【座長（大枝）】** どうもありがとうございました。

それでは、次の話題に移りたいと思います。次は、日本福祉のまちづくり学会、岩浦様、お願いいたします。

**【日本福祉のまちづくり学会（岩浦）】** 日本福祉のまちづくり学会の九州沖縄支部の

副支部長に今年から変わりました岩浦厚信と申します。よろしくお願いします。

先ほど、御挨拶の中で、運輸局長様から共生社会づくりを推進していくというお言葉があったところですが、私の意見も、公共施設の整備に対する障害者団体等の意見反映に向けた取組の必要性ということで、特に自治体の方々に聞いていただきたい内容です。

今年3月に改正されました高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、このような赤い本が国土交通省から発行されていますけれども、そこでは、現在、パラリンピックが開催されていますが、パラリンピックが開催されている国立競技場などを例に、設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスは、高齢者、障害者のみならず、全ての利用者にも安全・安心・快適な利用につながる取組として推奨されています。国立競技場は、基本設計から実施設計、施工段階に至るまで、発注者と障害者団体等の14団体による21回のワークショップを行って、世界一のユニバーサルデザインによる競技場ができました。

宮崎県は、2027年に国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会を開催する予定です。障害者団体等の要望に応じまして、今年の7月26日に、宮崎県国民スポーツ大会準備課によりまして、宮崎県視覚障害者福祉協会、宮崎県手をつなぐ育成会、宮崎県身体障害者団体連合会——すみません、資料8は「団体」が抜けております。よろしくお願いします。障害者自立応援センターYAH!DOみやざき、そして宮崎県建築士会、この5団体に対して、国民スポーツ大会開催施設となる陸上競技場と体育館の設計について説明会が行われています。残念ながら、両施設とも実施設計まで進んでいますが、説明会では各団体から設計内容について数多くの意見が出されました。今後も宮崎県と協議していくことで、少しでも住民にとって利用しやすい施設になることを願っているところです。

公共施設は住民が利用する施設であり、発注者（自治体）と住民双方がよりよい公共施設を造っていくという考えの下に、設計段階から施工段階に至るまで、障害当事者の意見を取り入れる設計プロセスを確立して、協力して推進していく必要があると考えております。ぜひとも自治体の皆様には、障害者団体等の意見反映に向けた取組を実施していただきたいと思います。

私の発表は以上です。よろしくお願いします。

**【座長（大枝）】** 岩浦様、どうもありがとうございました。

公共施設をこれから造っていくに当たりまして、障害者の方々の御意見を取り入れていくという活動のお話でした。宮崎県の今回のケースは、陸上競技場と体育館の設計について

での説明会を行ったというお話でした。

先ほどの九州運輸局のお話の中にも、マスタープランなどまちづくりの中にも障害者の方の意見を取り入れるというお話がありました。最近、制度的にもかなり障害者の方の意見を取り入れつつあるので、制度的な観点で事務局から何かございますか。

**【事務局】** 事務局でございます。

皆様にお配りしております事務局からの補足資料、資料8-2ですけれども、先ほど岩浦委員に発表いただいた件ですが、新たな公共施設等を造る際には当事者の意見をきちんと反映するという事で、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に建築物全体の計画、設計の考え方、ポイントとして四つの項目が示されております。その中に、利用者の特性とニーズを把握するという項目がございます。こちらの中で、高齢者、障害者等を含めた利用者のニーズを適切に把握して、意見交換しながら反映していくということが示されているところです。

**【座長（大枝）】** どうもありがとうございました。

先ほどの岩浦様の説明にありました、競技場と体育館を設計する際の説明会に参加していただいた方が今日いらっしゃいますので、その方の御意見等を伺いたいと思います。YAH! DOみやざきの永山様、もし御意見等がございましたらお願いいたします。

**【YAH! DOみやざき（永山）】** 永山です。皆さん、こんにちは。

岩浦君と一緒に、今回、意見交換をやらせていただきましたけれども、どちらかというところ、私たちのほうから「意見交換会をやらせてもらえませんか」という形です。ずっと待っていて、「公表していいよ」という中での意見交換会でした。だから、計画の段階からというところに入るのかどうかというところがちょっとあれだなと思っているんですけど。1回ではなく、本当に何回もこういう協議ができるといいなと思っています。私たちのほうからも「意見交換会をこれからも続けていきましょう」ということを伝えて、そういうことになればいいなと思っています。

以上です。

**【座長（大枝）】** どうもありがとうございました。

今の永山様の御意見に関しまして、事務局から何か御発言がありますか。意見交換会は、こちらからやらないと動いてくれなかったというお話ですが。

**【事務局】** 事務局でございます。この建築設計標準についてはまだ浸透が若干浅いのかなと思いますけれども、この基準については、今後とも自治体等に対しましてより啓発

を強めてまいりたいと思います。

【座長（大枝）】 分かりました。

岩浦様、永山様、今のような形ですが、よろしいでしょうか。

【日本福祉のまちづくり学会（岩浦）】 はい、よろしくお願ひします。

【YAH!DOみやざき（永山）】 よろしくお願ひします。

【座長（大枝）】 このテーマに関しまして、何かほかの、どなたか御意見等はございますか。

【座長（大枝）】 ないようですので、次のテーマに移りたいと思います。永山様、岩浦様、ありがとうございました。

それでは次は、福岡県手をつなぐ育成会、岩田様、お願ひいたします。

【福岡県手をつなぐ育成会（岩田）】 福岡県手をつなぐ育成会事務局の岩田です。

私は、心のバリアフリーの推進に関してということで発表いたします。なお、あと2件ほど議題を書いておられるので、はしょって話をさせていただきます。内容的につじつまが合わないかもしれませんが、御容赦ください。

昨年度、私たちのほうで、知的・発達障害児者の公共交通機関の利用に関するアンケート調査をいたしました。バスに乗っていたり、電車に乗っているときにパニックを起こして、電車から降りなければならなかったとか、バスから降ろされたとか、そういう意見もありました。中には、逆に、運転手さんや乗務員、あるいは周りの人から温かい言葉をかけられて、喜んで通勤したり、通所したり、通学したり、そういう話もありました。

ある親からは、障害特性への理解が不足しているために、常同行動やこだわりなどが周りの人には奇異に映り、偏見や差別を助長しているのではないかという意見もありました。

今年5月、障害者差別解消法の一部が改正されました。内容は、皆さん御存じのように、令和6年度までに民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されることになったことが挙げられます。発表資料とは後先になりますが、時間の関係で、次のページの合理的配慮に関して話をさせていただきます。

本会の全国組織である全国手をつなぐ育成会連合会の事務局長をされている又村あおいさんは「合理的配慮を難しく考える必要はない」と述べておられます。ここで、さきに挙げたアンケートの中から、親の意見を二つだけ挙げさせていただきたいと思います。

まず、一つ目は、路線バスでB型作業所へ通所している知的障害者の話です。初めての



通所の際は、母親の支援等を受けながら何とか通って、一人でも行けるという状態で一月ほど行っていたのですが、非常に不機嫌になってバスに乗りたくないという状況が続きました。それが、突然、どういう気持ちでそういうふうに変化したか分かりませんが、バスに間に合うように自分ですすた歩いてバス停でバスに乗るようになった。そういう変化が現れたので、母親が不思議に思って子供にその状況を尋ねると、バスに乗るときに運転手さんが「おはよう」と言い、下車するとき「気をつけて行ってらっしゃい」という言葉をかけてくれたそうで、その言葉が、本人にとってはバスに乗る楽しさに変わっていたようです。

もう一つは、冬の寒い日、いつも乗るバスの路線を間違えて、別のバスに乗ったらしいです。そして、終点まで、結局、一人ぼつんとバスの中に乗っていたのを運転手さんが気にかけて「どうしたの？」と話しかけると、バスを間違えたこと、それから親に迎えに来てほしいことなどを話してくれたそうです。

又村氏は、合理的配慮は一般的な顧客対応や他の行政サービスと変わらない、要は、建設的な対話を行うことだと述べられています。どんなことに困っているのか、何を望んでいるのか、それを十分に聞き取り、では、こちらができることは一体何なのか、対応可能な、納得の得られる配慮を行う、つまり建設的な対話について考えていこうということです。この資料については後に添付していますのでご覧ください。

先ほどの事例で、運転手さんは、困っていることに気づいて、それぞれの対応をされていました。二人の運転手さんの気づきで、障害を持っている二人の子供たちが、通所することが楽しい、毎日でもバスに乗りたい、そのように変わったことが分かります。

もう一点は環境整備ですが、これは努力義務です。建築物のバリアフリー化はいろいろな問題点があると思いますが、疑似体験などの研修会はそれほど難しいことではないと思います。車椅子体験なり、アイマスク体験なり、妊婦体験なり、そういうことは実際にされていると思います。しかし、知的・発達障害者の疑似体験という形ではなかなか進んでおりません。本会と連携してる社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会に、手をつなぐ応援隊という疑似体験活動を進めているところがあります。この応援隊の案内チラシと今までの実績を資料として添付していますので、その疑似体験を1度実施してみようという団体なり企業さんなりがおられましたら、ぜひ連絡をしていただきたいと思います。

終わりにですが、ある自閉症の青年、九州ではない、東京の方ですが、決まった時刻に家を出て、決まった時刻の電車に乗り、しかも決まった場所に乗っている人です。電車が

遅れると、あるいは同じ号車のいつもの場所にほかの乗客がいると精神的に不安定になり、常同行動が出るときもあるといいます。大事なことは、彼らの行動について、「何でかな？」と考えることだと思います。訳の分からない不思議な行動にも、彼らなりの理由があるのです。全て分かるわけではありませんが、分かろうと努めることが彼らをよりよく理解し、うまく付き合っていくための第一歩になるのだらうと思います。

障害のある人の社会参画を進めるために、もっと言えば、共生社会の実現のために、障害のある人たちを困った人と思わず、どんなことに困っているのかな、困っている人だという視点を持つことが大切ではないかと私は考えています。皆さん、ぜひ参考資料を御覧になって、知的・発達障害者の疑似体験学習を実際に受けてみませんか。

以上です。発表を終わります。

【座長（大枝）】 岩田様、どうもありがとうございました。

知的障害者の方との触れ合いを通してお互いを理解していくというお話です。できれば疑似体験をしていただきたいと御要望でした。この件に関しまして、皆様、何か御意見等がございますか。

私からですけれども、この疑似体験をするとき、こちらの人数はどのくらいだったらいいでしょうか。

【福岡県手をつなぐ育成会（岩田）】 人数ですか。

【座長（大枝）】 はい。要するに、たくさん集まってもちょっとよくないかなと思って。手ごろな人数というのはどのくらいでしょうか。

【福岡県手をつなぐ育成会（岩田）】 履歴のところに人数が書いてありますけど、30人とか20人とか、その前後が一般的です。

【座長（大枝）】 なるほど、分かりました。そのくらいのグループで疑似体験をするのがいいかなという感じですね。

【福岡県手をつなぐ育成会（岩田）】 そうですね、お互い対話ができますし。今、コロナの関係でなかなか難しいところがありますが。

【座長（大枝）】 分かりました。先ほどの岩田様からバスの話もありました。特に交通事業者の方は、例えば運転士さんと乗客の方との触れ合いもございますので、もしよければ、こういう疑似体験を取り入れたらいかがかと思います。

ほかに御意見はありませんか。

【座長（大枝）】 ないようでしたら、次に移りたいと思います。岩田様、どうもありがとうございました。

【福岡県手をつなぐ育成会（岩田）】 ありがとうございました。

【座長（大枝）】 それでは、最後となりましたけれども、自立支援センターおおいたの後藤様、お願いいたします。

【自立支援センターおおいた（後藤）】 後藤です。

皆さんがお伝えしている話とよく似ていますけれども、今回、私は実際に行ってきた事例を発表いたします。

別府港のターミナルが来年度に新設されるに当たって、今回、事業主のフェリーさんふらわあさんと交通エコロジー・モビリティ財団さん、私たちの団体、九州運輸局さん、大分県、別府市で、別府港ユニバーサルデザインターミナル推進協議会というものを立ち上げました。

会の目的です。空港は、セントレアも羽田空港のようにユニバーサルデザインのところが結構ありますけれども、フェリーに関してはユニバーサルデザインのターミナルはすごく少なく、今回、新設されることによって、全国に先駆けた、もっと言うと、世界的に劣らないものを造ることを目標に動いてきました。

最初に行ったのは、委員同士での問題提起です。私たちの団体も加わることで、当事者の意見を述べさせていただきました。次に行ったのは、様々な障害当事者へのヒアリングです。三つ目に、提言書の作成、提出を行ったという流れになっております。

特に、障害当事者の意見ということでは、徹底したヒアリングを行いました。肢体・視覚・聴覚・精神・知的・内部・発達障害がある団体の代表者、当事者、御家族などを対象にかなり細かく聞き取りをして進めてきました。

具体的な内容としては、事前情報の収集です。今までフェリーをどういうふうに使われているのかとか、今、身体状況はどうなのかということ、要は、不便なこと、不自由なことに関して徹底した聞き取りを行いました。それから、御自宅から港までのアクセスはどうしているのか、施設や設備の利用、現地での情報取得にどういったものが必要なのか、それから人的サポートの在り方、移乗時にどういうことをすればいいのかということ障害特性に応じて細かく聞き取りました。

基本的に、会議としては、コロナ禍であるということで、Zoomを中心に行いました。皆さんも言われるように、設計段階より障害者の意見を、大変だと思いますけれども、細

かく聞き取っていくことで、より当事者目線に立った提言書を今回作成することができました。

補足的な話になりますけれども、文書でもちょっと書いていますが、2025年のことです。2025年問題と言われてはいますが、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達することにより、国民の人口の3分の1が65歳以上、5分の1が75歳以上になります。全国の障害者数は、2018年度の統計で936万人です。人口の3分の1、30%と障害者比率を足すと、大方40%になります。だから、今までは、バリアフリーというのは特定の方、特別な方への配慮だったと思いますけれども、今後は、その捉え方自体を変えなくてはいけなくなってくると思っております。

今回は交通という目線でのお話ですけれども、交通事業者に関しては、どうしても切り離せないのが観光分野だと思います。結局、交通の便がしっかりとバリアフリーで整っていないと、人が動くのは限りなく難しいと思っています。だから、これからのものづくり、まちづくりは、身体に不自由がある方がいることを前提にする必要があるのではないかなと思っております。先ほど言ったように、40%（5人中2人）が何かしら体に不自由があるというふうに捉えて、物事を考えていく必要があると思っております。

具体的には、各事業者さんが当事者との関わりをどれだけ持っているのか、当事者目線をどれだけ取り入れているのかというのが今後の課題になってくるのかなと。車椅子の利用者さんを例に挙げてものづくりをしていくのであれば、当然、ヒアリングだけではなくて、事業者もしくは建設を行う方々が実際に車椅子に乗って見ないと、本当にどれぐらい傾斜が強いのかとか、段差をどれぐらい拾うのかということをも身をもって感じることはなかなか難しいです。

先日、別府市で、歩道や道路を全てバリアフリーにしていこうという検討委員会がありました。道路をきれいにしていく事業者や行政職員の方々に多く関わってもらいましたが、やはり車椅子に乗ると分かることがすごくあるんですよね。もちろんアイマスクをしたりすることによって分かることもあります。だから、当事者を事前に参画させていくことは当たり前にして、その中でも、事業者さんが実際に体験してほしいというのが私たちの願いであり、実際に当事者目線に立つということになってくるのではないかなと思います。

先ほどの発言者の方もおっしゃっていたように、民間も3年後に合理的配慮が義務化されることになっておりまして、障害がある方もない方も、安心して当たり前のように社会

参加していけるようなまち、社会をつくっていくことが必要になってきます。その部分をお伝えして、私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【座長（大枝）】 後藤様、どうもありがとうございました。

別府港ターミナルの新設に関しまして、ユニバーサルデザインターミナル推進協議会をつくって、障害者の方の意見をどんどん取り入れながら計画をつくって進めたというお話でした。それから、今後、このような公共的な、あるいは交通関係の設備などに関しまして、障害当事者の意見を聞くだけではなくて、当事者目線に立った提言も必要になってくるというお話でした。この件に関しまして何か皆様から御意見等はございますか。

私からちょっと。別府港ユニバーサルデザインターミナル推進協議会をつくりましょうと積極的に言ったのは、どの辺りの方だったのでしょうか。

【自立支援センターおおいた（後藤）】 ものづくりや交通バリアフリー関係に強いエコロジー・モビリティ財団の方々と共同で事業をさせていただくことが結構あって、今回、そのところを中心に話をいただきました。

先ほどいろいろ話がありましたけれども、今、大分県では、どちらかというと、県など行政関係者、事業者さんが、まずは当事者の意見を取り入れようということで、私たちの団体もしくは全体の障害者団体に「協働事業を行っていきましょう」とお願いをする事例は結構増えています。

【座長（大枝）】 分かりました。どうもありがとうございました。

【自立支援センターおおいた（後藤）】 ありがとうございました。

【座長（大枝）】 ほかに御意見等はございますか。

【座長（大枝）】 それでは、後藤様、どうもありがとうございました。

今日、一通り、皆様方が取り組んでおられる内容につきまして御報告をいただきましたけれども、そのほかに何か御意見等はございませんか。特に、今日御参加いただいています福祉・障害者団体の方から何か特別な御意見等がございましたら遠慮なくいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。あまり時間はありませんが、一言二言でも構いませんので、もしよければお願いしたいと思います。御意見がある場合は、マイクをオンにさせていただいて「発言します」と言っていただければいいと思います。

【福岡県脊髄損傷者連合会（藤田）】 福岡県脊髄損傷者連合会の藤田です。手短に。

成功事例とかいろいろな報告を聞いていて、バリアフリーとユニバーサルデザインとの

共存というんですかね、が気になりました。多機能トイレがあるじゃないですか。誰でも使えると。例えば、パーキングパーミットについて宮崎県佐賀県からありましたし、今後、国でも全国的にそれをどう推進するかというのは検討会があると思いますけれども、ユニバーサルデザインは誰でも使える。バリアフリーは個別性があるのではないか。例えば、エレベーターだったら誰でもが使用できるようになっていますが、個別性のあるトイレとかいろんな施設についてはちょっと矛盾するところがあるので、そういうところのすみ分けをきちんと整理しないといけなくて、誰でもがバリアフリーなんだというのは、ちょっと思い違いがある感じがしました。熊本地方合同庁舎のトイレの話があって、あそこは共存して誰でも使えるというユニバーサルデザインですが、バリアフリーの観点からすれば個別性があったら困るわけですよね。きちんとそういった点を踏まえて、矛盾するところ、競合するところ、相反するところを整理整頓して、バリアフリーという観点を考えていけたらなど。

あと、出てきていないのは、福岡市の委員をやっていますけれども、災害時におけるバリアフリー。縦割りで、災害とか防災、そういうところは違うけれども、バリアフリーでどうやって避難したらいいか、どういったところですか、福祉施設どうするか、行く道は本当にバリアフリーなのか。国とかいろんなところは、自分の命は自分で守れと言うけれども、そういった点で本当にバリアフリーなのか、ユニバーサルデザインなのか、それが今日気づいた点です。ありがとうございます。

【座長（大枝）】 どうもありがとうございました。

確かにきちんと定義づけないと仕事ができない気がします。この件に関しましては、上のほうの評価会議がございますので、こういう意見が出ているということで取り上げていきたいと思います。藤田様、どうもありがとうございました。

そのほかに一言言いたいという方はございますか。よろしいでしょうか。

【座長（大枝）】 すみません、時間も大分たちましたので、これで今回の分科会を終わりたいと思います。

今日は様々な御報告内容がございました。まず、テーマとして挙げていただいたおもいやり駐車場、それから福岡市の使いやすいホームページの件、それから精神障害者の割引の件、それから公共施設を造る際に障害者の意見を取り入れるという件、これらにつきましては、分科会から出てきた意見として本省の評価会議に上げたいと思います。

それから、この会議をやっていく中で出てきました意見です。一つは、先ほど藤田様よりありましたユニバーサルデザインとバリアフリーのすみ分けです。これをどのように考えていくかというのは非常に重要なお話だと思います。ぜひ国全体で考えていく必要がある内容だと思いますので、これも本省の評価会議に上げたいと思います。

それから、鉄道の駅の無人化、それからホームの段差の件も出てきました。これもまだ問題であるという意見が九州分科会から出ましたということで、本省の評価会議に上げさせていただきます。

それから、点状ブロックの件です。点状ブロックは、一応、ガイドラインに沿って造られていますけれども、ガイドラインに沿うとできないケースがあるというお話でした。この件に関しましても、必ずガイドラインに沿わないといけないのか、そうでない設計の仕方もあるのか、あるいはガイドラインに沿うことができなければ別の方法でやらなければいけないのかということもありますので、ガイドラインをどう見るかという話も上げていきたいと思います。

それから、多機能トイレの呼び名がいろいろあるというお話もありました。それから、歩道の植栽に関して、基準が少し曖昧であるという話もありましたので、この件につきましても本省の評価会議に上げさせていただきます。

それから、疑似体験の話です。障害者の方への合理的配慮を考えていく、あるいは建設的な関係を築くという意味で疑似体験を勧めるという話があったことも御報告いたします。

大体以上の内容を今回の会議で出てきた意見等としまして、この会議を閉めたいと思います。今日は、皆様、有意義な御意見等をいただきまして、ありがとうございました。本省の評価会議に上げる、先ほど私がざらっと言いました内容につきましては、事務局のほうでまとめて改めて提出する形にしますので、その内容等につきましては私どもに一任させていただきたいと思います。

それでは、以上で議事を全て終了しましたので、マイクを事務局にお返しいたします。それでは、事務局からお願いいたします。

**【事務局】** 事務局でございます。

すみません、途中でご質問いただきましたトイレの件を回答させていただきます。多機能トイレの件です。先ほど回答は「後日」ということでしたが、多機能トイレにつきましては、過去からいろんな名前がついてきた経緯があって、現状では恐らく統一されていないと思います。そういうわけで、何か決まったルールがあるのかということとちょっと難しいとは思

いますけれども、いただいた御意見については、先ほど分科会長がおっしゃったとおり、分科会の意見として上げさせていただくという整理をさせていただければと思います。

【座長（大枝）】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 皆様にお配りしております資料9、九州分科会からの提案です。時間がございませんので、かいつまんで提案したいと思います。

評価会議につきましては、定期的な開催を求められておりました、うち1回はこのような会議を開催しておりますが、複数回するにはなかなか会議のタマもないところがございますので、現地視察等を行いながら、そこに当事者の方の意見等を反映させて検討を行っていきます。今年度につきましては、福岡空港の国内線ターミナルの視察を行いたいと考えております。ただ、時期につきましては、まだきちんと決まっておらず、10月から11月に予定をしております。メンバーにつきましては20名前後を考えておりますけれども、改めまして皆様に募集であるとか、御意見等をお伺いしたいと思っております。

もう一点は、近畿運輸局とのコラボ案件です。関西と大分県を結ぶ航路の旅客船に乗って近畿の分科会が来る予定です。予定と申しますか、日程は決まっております。11月16日から17日にかけて関西から大分に渡ってきますけれども、17日に九州分科会の方と意見交換をやりたいという提案をいただいております。大分県ですので、ちょうど自立支援センターおおいたの後藤委員がいらっしゃいますから後藤委員と、行政の代表としまして大分県に御出席いただこうと思っております。これについては、また皆様に御了解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【事務局】 ありがとうございます。座長を務めていただきました大枝先生につきましても、ありがとうございました。

それでは、最後に、九州地方整備局鈴木環境調整官から御挨拶を申し上げます。

【九州地方整備局（鈴木）】 運輸局と一緒に事務局をやっております九州地方整備局でございます。企画部の鈴木と申します。

本日は、皆様お忙しい中に御参加いただきまして、ありがとうございました。そして、大枝先生には会の進行をしていただき、どうもありがとうございました。おかげさまで、皆様からしっかりと意見をお聞きすることができる会となったのではないかと考えております。

本日の分科会は、コロナ禍のためオンラインでの開催になって、伝えづらい点や分かりづらい点もあったかと思っておりますけれども、御不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせ



合わせいただければと思います。

本日も各事業者の皆さんやそれぞれの団体の皆さんから御紹介いただきましたが、バリアフリーについては各機関で今まで取り組んできておりますけれども、まだ不足している面もたくさんあるのではないかと考えています。キーワードとして当事者目線といった言葉もございました。今後も、いろんな立場の皆様方の御意見、お声をお聞きしながら、私ども行政機関が事業者の皆さんとしっかりと連携して、実効性のある施策につなげていきたいと考えておりますので、今後とも御助言をよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

**【事務局】**      ありがとうございました。

本日は、機器の操作で不手際がありましたことをおわび申し上げます。

以上をもちまして、令和3年度移動等円滑化評価会議九州分科会を閉会いたします。本日は大変お疲れさまでした。

— 了 —